

(保護者の方へ：こちらは1か月児健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

1か月児健康診査 実施のお願い

(東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より青梅市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

青梅市では、生後1か月程度の乳児が受診する1か月児健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【依頼事項1】

乳児が青梅市民であると御確認いただき、「1か月児健康診査受診票」の提示を受けてください。

「1か月児健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項2】

「1か月児健康診査受診票」に記載している、基本的な健診項目を実施してください。

①身体発育状況、②栄養状態、③疾病及び異常の有無、④新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認、⑤ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与、⑥育児環境や心配事の確認等の実施をお願いいたします。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「1か月児健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目（請求原票）・3枚目（保護者控）を保護者にお渡しください。

保護者が青梅市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「1か月児健康診査受診票」と「1か月児健康診査費用の領収書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、受診状況について青梅市から確認の御連絡をさせていただくことがあります。

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援や精密検査が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へ御連絡ください。

「1か月児健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で行う」に○をつけていただき、裏面の担当部署へ御連絡いただくとともに、受診票1枚目（医療機関控え）の写しをFAX等にて送付していただきますようお願いいたします。

(保護者の方へ：こちらは1か月児健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

問い合わせ先

名称	担当	所在地	電話番号	FAX
青梅市こども家庭センター	母子保健係	青梅市東青梅1-174-1 (青梅市健康センター内)	0428-23-2191	0428-23-2195

【受付時間】 8:30~17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※下記ホームページにて、1か月児健康診査の実施や償還払いについてご案内していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

(URL)

<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/74/67611.html>

(QRコード)

